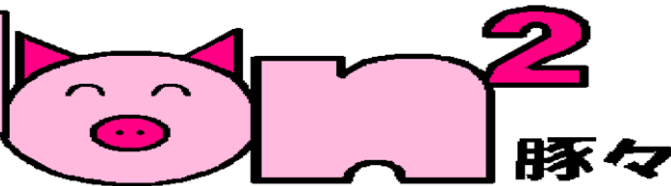


食肉衛生検査情報


 〈今月の特集〉
 動物用医薬品の残留について


当県管轄のと畜場搬入豚において、過去5年間で7件の基準値を超えた動物用医薬品の残留を確認しました。検出事例のほとんどは「投薬における不適切な管理」が原因です。食品衛生法で定められた基準値を超えて動物用医薬品等が食肉等に残留すると、**廃棄や回収**の対象となります。動物用医薬品の残留を防ぐために、以下のことに注意しましょう！

①使用禁止期間・休薬期間の確認

★「使用禁止期間」と「休薬期間」とは・・・

どちらも医薬品残留の可能性がある畜産物が食卓に運ばれることを防ぐために、動物用医薬品等を出荷前の家畜に投与してはならない期間のことです。

★2つの期間の違いは？

「使用禁止期間」：守らなかった場合、そのことだけで罰則が適用されます。

「休薬期間」：直ちに罰則が適用されるわけではありませんが、基準値以上に食肉に残留し、食品衛生法違反となった場合、回収等が命じられます。

※どちらも、期間が終わるまで出荷できません!!

②出荷時には生体搬入記録簿に投薬歴を記載しましょう！

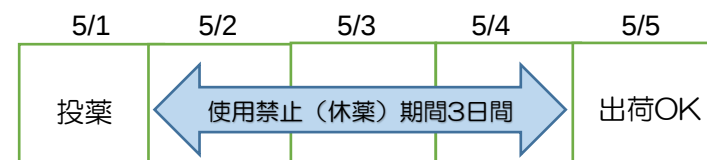
★以下の内容を正しく記載してください。

①薬品名 ②使用年月日 ③用法・用量 ④使用禁止期間または休薬期間

※豚は概ね直近2か月以内の記載が必要です。

【使用禁止(休薬)期間の数え方】

例)食用にと殺する前3日間



投薬当日と出荷日は使用禁止(休薬)期間に含まれません。

★病畜では、代謝機能が衰え薬物の分解や排せつに時間がかかる場合があります。

使用禁止(休薬)期間よりも出荷を延ばす等の対応をお願いします。

〈参考〉長崎県管轄と畜場における
過去5年間の動物医薬品残留事例

・ベンジルペニシリン	3件
・ドキシサイクリン	2件
・マルボフロキサシン	1件
・エンロフロキサシン	1件